



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成23年5月号

事業主様
事務担当様
どうぞ
お越しください！

今年の**知っ得説明会**はこれだ！

2011年6月14日(火) 午後1時20分～3時30分

米子コンベンションセンター 5階 第4会議室

昨年に続き米子労働基準監督署の西尾署長様よりお話を伺います。本年度の**労働監督行政の重点等**を聞くことができますと思います。

◎労災保険上乘せ共済・労働保険社会保険算定等について

説明いたします。

◎豊富な実例を基に『トラブル防止』『生き生き職場』のポイントを

説明します。

◎好評！**知っ得問答**(身近な情報をゲット)で活きた情報を！

◎お茶とケーキもご用意しております。くつろいでお聞きください。

参加ご希望の方は電話・Fax・mail 等で当事務所までご連絡ください

お待ちしております。



石光寺の牡丹 (4/30 葛城市)



當麻寺西南院 (4/30 葛城市)

ホームページもご覧下さい！ **5月17日更新** しました。

服部社会保険労務士事務所で検索！

5月の生活ホットニュース

「個人事業主」を 「労働組合法上の労働者」と認定 最高裁判所判決 2011.4.13

◆相次いで出された判決

先日、「労働組合法における労働者」に該当するか否かをめぐる注目すべき判決が相次いで出されましたので、以下にご紹介します。

◆業務委託契約・出演契約の性質

1つは、「住宅設備のメンテナンス会社と業務委託契約を結ぶ個人事業主」に関するもの、もう1つは「劇場側と出演契約を結ぶ音楽家」に関するものですが、最高裁判所は、個人として働く人の権利を重視して、いずれについても「労働組合法における労働者に該当する」との判断を示しました。

いずれの訴訟でも、一審・二審では、「労働組合法における労働者」とは認められていませんでした。

◆「労働組合法における労働者」とは？

一般に、「労働組合法における労働者」とは、賃金・給料等の収入を得て生活する人のことを言い、失業者も含むと解されています。その意味で、「労働基準法上の労働者」より該当する範囲が広いといえます。

「労働組合法における労働者」であると認められれば、憲法で保障する「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の3つの権利が認められ、非常に大きな意味を持ちます。

例えば、「団体交渉権」が認められれば、労働組合が使用者と交渉することができ、使用者が正当な理由なく労働組合代表者との交渉を拒んでしまえば、いわゆる「不当労働行為」に該当することとされてしまいます。

◆今後、企業が注意すべき点は？

企業が経費削減等の理由から外注化を進めていることにより、個人事業主が増えている状況において、今回の判決が、上記のような個人事業主と音楽家が「労働組合法における労働者」に該当すると認められたことには、大きな意味を持ちます。

もちろん、裁判となった事件にはそれぞれ異なる背景・経緯がありますが、今後、同様の働き方をしている人、会社と業務委託契約を結んで働いている技術者やドライバーなどが「労働組合法における労働者」と認められる可能性はあると言えます。

今後、企業においては、業務委託契約を結ぶ等する際には、慎重を期する必要があります。

国民健康保険の現状と将来

◆厚生労働省の調査結果

厚生労働省の調査によると、自営業者や退職後の年金生活者などが加入する「国民健康保険」の加入者のうち、高齢者(65～74歳)の割合が2009年度は31%でした。2020年度には37%になると発表しました。1947～1949年生まれといわゆる「団塊の世代」の加入が相次ぐことが大きく影響するとしています。

◆国民健康保険とは？

国民健康保険は、市町村が運営する健康保険制度で、加入者は約3,600万人です。もともとは自営業者や農家のための健康保険でしたが、最近では年金生活者やフリーターなどの無職者の加入割合が4割近くとなっています。2008年4月に「後期高齢者医療制度」(75歳以上が加入)が導入され、75歳以上の国民健康保険加入者がそちらに移りました。

◆増える国民負担？

厚生労働省では、国民健康保険の運営が厳しくなると考え、「改善」策を検討しています。その1つが2014年3月以降に予定されている、新しい高齢者医療制度の導入です。運営主体を市町村から都道府県に広げることで、財政基盤の安定化を狙っています。

もう1つが70～74歳が病院窓口で支払う医療費の負担割合を、「原則1割」から2013年度以降は段階的に「原則2割」に引き上げるというものです。

展望を示さないまま、負担が増大するのでは、国民の不満はさらに高まるでしょう。